

平成22年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成22年3月12日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のための議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 鏑本規之君と3番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

おはようございます。

市民の命を守るワクチン接種の推進と助成について、通告に従って、質問をさせていただきます。

1点目に、高齢者の命を守る肺炎球菌ワクチンについてお尋ねいたします。

肺炎球菌は、肺炎の主な原因となる病原体で、重症化しやすく、高齢者ほど死亡率が高く、死因の第4位に上がっています。65歳以上の高齢者を対象に公費助成を実施した自治体は、肺炎患者の入院減により医療費抑制の効果を上げています。また、スウェーデンの研究で、65歳以上でワクチン接種により死亡率が57%低下したとの報告もありました。しかし、高齢者の方にとって、ワクチン接種はした方がよいとわかっているにもかかわらず、費用が病院によっても異なりますが、6,000円から8,000円、高いところでは1万円以上というお金がかかります。経済的に厳しく、後回しになっているのが現状です。自分の両親、祖父母が元気で長生きしてほしいと願うのはだれもが思うところです。超高齢化社会に突入した現在、皆が元気で長生きするための予防策に力を入れることが一層重要になってくるのではないのでしょうか。インフルエンザと同様に、65歳以上の方に接種推進とともに公費助成ができないか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、高齢者の命を守る肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えをしたいと思います。

肺炎球菌は、健康な人の口の中に常在していることが多く、体力が落ちてくるときや高齢になって免疫力が弱くなってくると、肺炎、気管支炎等を引き起こします。肺炎球菌ワクチン接種は、これらの病気の予防に効果があると考えますが、肺炎に進むのは免疫力が低下したときであり、風邪やインフルエンザから2次的に肺炎になるケースが多く見られます。

肺炎は、適度な運動やバランスのとれた食事、歯磨き、睡眠、インフルエンザ対策でも徹底しましたように、うがいや手洗いなど健康的な生活に心がければ予防効果があると言われております。

そういった情報提供やインフルエンザ予防接種を積極的に進めていく中で、このワクチン接種の高齢者に対する対象年齢等を検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

対象年齢を検討していくということは、進めていくというふうにとめてよろしいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

そういうことであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

続きまして、乳幼児用の肺炎球菌ワクチンについてお尋ねいたします。

これまで日本で使用してきた肺炎球菌ワクチンは、ニューモバックスとあって、主として高齢者の肺炎予防用で、子供には接種できませんでした。1998年、WHOが小児肺炎球菌ワクチンの接種を勧告してから10年以上がたち、世界100カ国以上が小児肺炎球菌ワクチンを使用している中、ついに日本でも、2010年3月から接種することが可能になりました。日本で毎年1,000人に近い子供たちが細菌性髄膜炎に感染しています。特に抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児が命の危険にさらされます。5%が死亡、25%が知的障害、聴覚障害の後遺症で苦しんでいます。その原因となる細菌の中で最も多いのがヒブで、その次に多いのが肺炎球菌と呼ばれる細菌です。

本市においても、22年度予算でヒブワクチンの助成をしていただけると伺っています。小児科医師の情報によると、ヒブワクチンはなかなか入らないので、予約して4ヵ月か、5ヵ月先になるという状況です。なかなか予防接種が進まないとのこと。小児用肺炎球菌は、ワイズ社のペレベ

ナーというワクチンですが、どんどん提供をしていくとのこと。お医者さんが言われるには、小児用の肺炎球菌ワクチンを先に進めた方がよいとのことでした。

肺炎球菌は、元気な子供の鼻やのどにいるようなごく身近な菌です。しかし、抵抗力が落ちていて風邪を引きやすいようなときには、体内に入り込んでさまざまな病気を引き起こします。成人の場合、肺炎球菌が肺炎や気管支炎などの呼吸器障害を起こすことが多いのですが、2歳以下の子供がこの細菌に感染すると、脳を包んでいる髄膜に入り込んで重篤な髄膜炎を引き起こします。日本では、毎年200人程度の子供が細菌性髄膜炎にかかっています。細菌性髄膜炎は死亡率が高く、発症した年齢が小さければ小さいほど病気の予後が悪く、4人に1人は神経麻痺や知能障害などの重篤な後遺症が残る病気です。抗生物質が効きにくい起因菌もふえており、治療が難しいのも問題です。そのほかにも、肺炎球菌が原因となる病気として、貧血症や肺炎、中耳炎、副鼻腔炎、骨髄炎、関節炎などになる可能性もあります。主な症状としては、感染者のせきやくしゃみなど、飛沫感染します。突然の発熱から始まり、激しい頭痛や悪寒、嘔吐、下痢などの症状が見られます。初めのうちは普通の風邪や胃腸炎と区別がつきにくく、初見で髄膜炎と診断をつけるのが難しいのですが、この病気は進行が早く、たった一晩のうちに急変することもあり、発見や治療がおけると重篤な後遺症を残す可能性が高く、最悪の場合は死に至ることもあります。肺炎球菌による髄膜炎にかかるリスクが高いのは、ゼロ歳児が全体の約半数を占め、それ以降は年齢とともにリスクも減少し、5歳くらいまでは要注意です。

1回の費用が1万円前後、4回接種で4万円近くかかります。ヒブワクチン同様、助成ができませんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、2点目の乳幼児用の肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えをさせていただきます。

肺炎球菌は、子供の細菌性髄膜炎、肺炎、敗血症、重い中耳炎の原因菌の一つであります。日本国内におきましても、肺炎球菌はインフルエンザ菌B型、いわゆるヒブと並び小児期の重症感染症の主要な原因菌であり、この乳幼児の髄膜炎などを予防する肺炎球菌ワクチンが昨年承認されました。この3月からワクチン接種が可能になると思われ。このワクチン接種は、生後2ヵ月以上9歳以下が対象で、任意接種により行われ、接種回数も接種開始月齢により異なります。特にこの肺炎球菌ワクチンの標準接種開始時期である生後2ヵ月から7ヵ月未満は、ポリオ、BCG等多くの定期予防接種と重なります。このため、接種スケジュールを組むに当たり、このワクチンの安定した供給が必要になってまいります。現時点では、3月からワクチン接種が可能になることから、まず副作用や接種スケジュールでの問題点、ワクチンの供給状況等を把握していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[4 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4 番（船渡洋子君）

先ほども任意というふうに言われましたが、今、定期接種を求めているところですが、まだ今、任意接種ということで、しかし、乳幼児のお母さんたちの関心はとても高く、高額でも接種を希望する人が多いと聞いています。小児用肺炎球菌ワクチンには小児期だけでなく、高齢期まで肺炎を防ぐ効果が続くという利点があります。そのため、費用対効果も大変高くなると伺っております。日本では3月にやっと許可を得たというか、世界ではもう100カ国がこの肺炎球菌は進めているということで、一日も早くそういった検証をしていただいて、この小児用肺炎球菌も、ぜひとも助成をお願いしたいと思います。

続きまして、子宮頸がんワクチンについてお尋ねいたします。

この子宮頸がんワクチンについては、昨日、若原議員の方からも質問がありましたが、重複するかと思いますが、再度質問をさせていただきます。

若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しています。女性特有のがん検診無料クーポンに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートいたしました。今、テレビのコマーシャルでも至急のお知らせとか何とかいって、毎日コマーシャルで流れ、啓発をされています。これは、私たち公明党女性議員が以前から力を入れて進めてきたものであります。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計され、主な原因はヒトパピローマウイルスの感染と特定されています。予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診とのセットでほぼ100%予防ができるそうです。そのため、ワクチンは世界じゅうで広く使われています。しかし、接種費用がこれも大変高く、1回1万円以上、3回の接種が必要となることから、高額の負担を軽減するための公費助成が課題になっています。治療費の費用対効果を考えると、投資額に対して約2倍の効果が期待できると言われています。予防できる唯一のがん、子宮頸がんワクチンの公費助成へのお考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、3件目の子宮頸がんワクチンについての御質問にお答えをしていきたいと思っております。

きのう、若原議員の御質問にお答えをいたしました。妊娠、出産、育児にかかわる年代に罹患する率が高い子宮頸がんを予防することは、少子化対策や子育て支援対策の観点から、非常に重要だと考えております。本市におきましても、受診率の向上を目指しておりますが、21年度、20歳以上の受診率が14.5%と低く、定期的な子宮頸がん検診を受けることが何よりも大切であると考えて

おります。また、思春期を迎える女兒が女性の成長と健康について深く理解ができるよう配慮が必要であるとも考えております。

このような状況を踏まえまして、ワクチンの供給状況の把握、接種対象年齢、助成方法等につきまして、今後、検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

最後に、市長に再質問をまとめてさせていただきたいというふうに思います。

今回、私は予防接種ワクチンの公費助成に対するの質問をさせていただきました。日本の予防接種の常識は、今や世界の非常識となっている。WHOは、日本で定期接種しているはしか、風疹、3種混合、BCG、ポリオなどのワクチン以外にもB型肝炎ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、豚ウイルスワクチンを定期接種するように勧告している。日本は、大変この予防接種ワクチンがおくれているということです。医師会の中では、進めなくてはいけない3点セットと伺っています。日本の予防接種制度は極めておくれていて、多くの子供たちがもったいないことにワクチンで防げる病気で死亡したり、健康を損ねたりしています。子宮頸がんのワクチンもやっと認められ、12月より接種が可能になりました。

前向きな答弁をいただき、期待するものですが、どうせ助成をしていただければ、他の市町がやってから我が市もではなくて、市長の英断で、本巣市が先駆けてやってはいただけないでしょうか。その方が市民の皆さんの喜びも大きいのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今、船渡議員の再質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

予防接種のワクチンの取り組み方云々というのは、国の医療行政に係る部分というのは大変多いということで、認可されるとか、されないとかという問題は、ひとえに国の権限でやられておるといってございまして、この一地方自治体では、早く云々ということはなかなか言いにくい部分もございまして、ただ、一たびこういうようなワクチンが日本でも厚生労働省の方で認められて可能になったということであれば、先ほど来、部長が申し上げておりますように、いろいろと状況を判断させていただいて、そして、市として取り組むかどうかということも判断をさせていただいて進めておるところでございまして、今お話のように、全国に先駆けてどうだというお話もございまして、気持ちとしては今のような気持ちを持って、これからも子育て支援、それから老人の健康問題等々も含めて、健康というものについての関心というのは人一倍持つておるつもりでございまして、これが安全・安心な地域社会のもとにもなるという思いをしておりますので、こ

れからも可能な限りこうした予防ワクチン等々で防げるということであれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

市長の英断を期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして、9番 道下和茂君の発言を許します。

○9番（道下和茂君）

皆さん、おはようございます。

最近国会では、いろいろ王様がふえておりまして、つい最近も居眠り王というものが誕生いたしました。本巢市議会では、目を閉じてみえる方はお見えかと思いますが、居眠りをしておる方はいないと、こう思っております。きょう、理事者側におかれましては、私も真剣に質問をさせていただきますので、どうか世界で一番短いような答弁をなさらないように、ひとつよろしく願いをいたしまして、私の質問に入らせていただきます。

1番目の林業施策について4項目質問をいたします。

日本の森林面積は約2,500万ヘクタール、国土に占める割合が67%、戦後、増植された人工林が成熟し、森林蓄積量は44億立方メートルに達しております。また反面、用材の自給率を見ますと、平成20年度で24%、価格面では1980年代から下落をいたしております。林業の出荷コストさえ回収できないような現在では水準でございます。そのため、森林が放置され、林業が衰退し、山村の高齢化や過疎化が進んでおります。しかし、京都議定書の達成計画が森林の手入れが進まないというようなことで、吸収力が減退し、政府は森林整備や年間に約2,000万立米発生をいたします、いわゆる林地残材の有効活用、支援強化に動き出しております。また、最近、輸入材との価格の縮小傾向や、10年後には人工林の約6割が高齢級に移行し、主伐期を迎えてまいります。森林整備加速化林業再生事業において、間伐路網整備や高機能林業機械の導入、製材施設の整備、公共施設の木造化など、伐採から搬出、利用に至る、いわゆる川上から川下までの取り組みにおいて、施策の充実が図られておるところでございますが、県におきましても、森プロやチャレンジ事業が推進されております。さらに事業を効果的に実施するため、関係者からなる協議会を設立し、間伐路網整備などの計画や間伐の供給・需要に係る協定締結の調整など、安定供給と需要創出を一体的に実現する仕組みが構築されつつあります。また、政府では、低炭素社会実現に向けての国民の意識形成を図りながら、森林、林業の再生を目指し、施策を一層充実させながら、林業集約化の加速化を図るため、23年度末までにすべての市有林をカバーできる体制の構築など、一体的な仕組みにより、森林づくりに再投資され、循環型の施策の推進がなされております。このような背景から、今が森林

の整備を加速し、過疎地の山林や林業の再生を図り、環境に配慮した林業の活性化を促す私は好機と思っております。本巢市でも、持続可能な森林づくりに具体的に取り組み、豊富な山林資源から新たな付加価値を創出し、山間地域の活性化につなげる必要があります。

そこで、市長にお聞きいたしますが、林業施策の方針について、どのように市長はお考えか、お聞きをいたします。

また、木質バイオマスやカーボンオフセット、カーボンクレジット制度など、また、企業と協働による森林づくりなどを林業再生や環境面から施策の方針として調査・検討する考えはございますか、お聞きをしたいと思います。なお、カーボンオフセット、カーボンクレジットの簡単な説明資料を皆様のお手元に資料3として配付させていただきましたので、お目通しを願ひまして説明にかえさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、道下議員の林業施策の方針という御質問がございましたので、それにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

林業の持つ意味等々を、先ほど道下議員がお話しされたとおりでございますけれども、我々の本巢市も総面積の86%が森林でございまして、特にトンネル以北の北部地域の森林というのは、私も本巢市にとりましても、治山治水の面でも、大変重要な役割を果たしておる森林でございまして。しかしながら、先ほどお話もございましたように、最近、木材価格の低迷とか、後継者不足というようなことで、森林の今荒廃が進んでおりました、先ほど申し上げたような市民の生命・財産を守るというためにも、森林の整備というのが大変必要になっておるといふような認識をいたしております。こうした状況を踏まえまして、市といたしましては、今年度森林整備に係る集約化推進計画というものを策定することといたしております。今後、この推進計画に基づきまして、林道、作業道、間伐などの森林整備を計画的に行ってまいりまして、林業経営者の負担軽減というのを図りながら、森林の荒廃防止に努めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどお話にございました森林を取り巻く中で新たな政策ということで、いろいろと御提言がございました。木質バイオマス利用というようなことにつきましても、全国各地で今バイオスタウン構想というのが進められておりました、県内でも白川町におきまして木質バイオマス発電とか、ペレット燃料ということで、林地残材や製材工場から出てくる製材くずの利活用、そういったような取り組みもされておりますし、また、揖斐川町では、地元の温泉施設の熱源に、森林に放置された間伐材等の林地残材を利用するというような構想も今進められております。また、恵那市におきましては、森林資源を原料とした木質ペレット、チップ、炭の生産といったものを燃料などに利用するというようなことで、県下の今ざっと上げただけでも三つほどの地域で木質バイオマスの取り組みというのが現在も行われております。また、企業との協働によります森林づくりにおき

ましても、企業の森づくりに係る全国調査ということで見ますと、多数の企業がこうした制度に大変興味・関心を寄せておるといふように伺っております。県でも、こうしたことから、平成19年度から、県とか、市町村が連携・協力して、岐阜県森林づくり基本計画というのを作りまして、そこに企業と協働の森林づくりというのがうたわれて、それを推進するということでやられております。現在、企業との協働の状況というのは、21年4月現在では、14ヵ所で企業の森活動というのが今行われているという実態でございます。森林の整備というのは、先ほども申しあげましたように、私ども本巣市にとりましても大変重要な課題でございますし、日本におきましても大変重要な課題であるというようなことで、国も一生懸命に取り組んでおられます。私どももこうした森林の大切さということを念頭に置きながら、各地域の取り組みも参考にしながら、新たな先ほど提言がございましたような施策に取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

1点だけ再質問をさせていただきます。

市には多くの面積の市有林がございます。こうした森林整備の有効手段の一つでございます、今市長が御説明ございました企業との協働による森林づくりは、これは確か県の方へ申し込みをして、それから企業からの申し込みがあった場合は、そこを整備するという方法でございますが、現在、本巣市の市の所有林をそういった県の方へ申し込みをされておるのか、また、それを今後、申し込みをするお考えがあるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

再質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど答弁の中で申しあげましたように、今現在、岐阜県では14ヵ所で企業と協働で「企業の森づくり」というのが今進められておるといふように伺っております。残念でございますけれども、私どもの本巣市はそこには今まで手を挙げておりませんので、本巣市の中では行われておりません。今、県の方にそれぞれ確認をしましたところ、一応平成20年度までに申し込みというのは、スタートしてから大変申し込みがたくさんあるということで、現在、21年度では新たな募集をしていないということでございますけれども、まだ要望があれば引き続き受けて、それをまた一覧表か何かの形で参加を希望している企業に紹介すると。最終的には企業の方のニーズに本巣市の山が合致するということが大切でございますので、そういった情報の一つとしてやっていくということも可能だというお話も聞いておりますので、本巣市の市の山も、一応中の方もしっかりと見ながら、この制度にこたえられる山をぜひ登録させていただいて、企業と一緒に森林整備というのに取り組んでまいりたいということで、ぜひこの制度に可能であれば乗っかっていきたいというふうに思っ

おります。よろしくお願いいたします。

[9 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますが、先ほどカーボンオフセット、カーボンクレジットの制度でございますが、これも一見見ますと、大変大きな構想のように見えるわけでございますけど、渡しました資料3の2ページの左下に先進自治体の先進例もございます。また、郡上市のNPOで、0.3ヘクタール規模での取り扱いを、そういう制度を利用しながら山を整備しておるといような事例もございますので、ぜひとも市長、前向きなお考えで検討し、取り組んでいただくことと考えておりますので、この件について質問を終わらせていただきまして、次に進ませていただきます。

次に、生産から流通、加工、利用、消費までつながった持続可能な地域林業経営が必要でございます。県などの御指導を受けながら、具体的に支援方法と取り組みをどのように推進されていきますか、林政部長にお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 山田道夫君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの林業施策における具体的な支援方法と取り組みについての御質問にお答えをいたします。

国土の7割が森林で、森林の蓄積は人工林を中心に増加しており、京都議定書の目標達成、国民の要請の多様化、高齢化などに対応するため、間伐等適切な整備・保全を進めるとともに、人工林資源の充実等を踏まえ、国産材利用を拡大しつつ、木材産業の再生を図っていく必要があるとしまして、このほど国から平成22年度以降の森林整備の推進方向案が示されたところでございます。これによりますと、森林整備加速化・林業再生事業は、平成22年度以降の間伐の実施に当たっては、施業集約化計画を策定し、効率的に実施する。公共造林事業においては、平成23年度までは集約化施業に取り組む事業者へ関係予算の重点化を図り、平成24年度以降は、原則として集約化施業を行う場合に限り補助対象とするというもので、平成23年度までに集約化施業に取り組める体制を構築したいことから、林業事業者等には集約化施業促進経営支援を行い、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立するというものでございます。

こうしたことから、御質問にあります生産から消費までの循環型林業経営の確立は、持続的な林業経営につながる重要なこととして認識しておりますが、市内はもちろんのこと県域を越えた広域エリアにおける新たな販路の開拓、大ロット化等のあり方など検討が必要であり、具体的な支援についても、集約化施業の取り組みの中で県などとも相談しながら検討してまいりたいと考えており

ます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

今、林政部長に御答弁を賜りました。この点が一番私いろいろお聞きしたいところがございますので、5 点ほど、この項目につきまして質問をさせていただきます。

県などへお伺いをしながらということ、これはやっぱり上級官庁でございますので、当然御指導を賜りながらということ、結構でございます。特にけさの新聞でもございましたように、県におきましては、起債認可団体に転落するというような見込みでもございます。そうした中で、補助事業というものが、当然森林整備も補助事業でございます。そうした中で、そうした削減がされるということが非常に懸念をされますので、そこら辺も踏まえて、林政部長、しっかりやっていただきたいと思っております。

まず1 点目といたしましては、新年度集約化推進計画を策定し、施業の集約化を推進されますが、事業者の集約化実施計画にどのように市として携わっていきますか。また、本巢市内の山林の施業実施面積は全体の何割ぐらいが済んでおるのか、お聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

集約化実施計画の市のかかわりと森林の施業計画面積についてお答えをさせていただきます。

集約化実施計画は、集約化施業を行おうとする林業事業者が5 ヶ年計画の計画書を市に提出していただきまして、その計画書について市が承認するものでございます。この計画書の実施状況を毎年市が確認いたします。また、市内の山林の施業計画面積は1 万1,562ヘクタールで、山林全体の36%ほどの面積になります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

2 番目に、森林を所有する方に間伐などを勧める際に、いわゆる作業方法から間伐に必要な経費、またその木材を販売する場合、見込み額、こういったものを明らかにしながら、提案書、いわゆる森林施業プランを作成するわけでございますが、これを作成、提示できる人を森林施業プランナーと申しますが、提案型集約化施業の取り組みが一層拡大をされてくると思っております。そうした場合に、本巢市の事業者にはそういった森林施業プランナーという方は何名ほどお見えですか、お聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

それでは、森林施業プランナーの資格者数の御質問にお答えをいたします。

現在、市内の森林施業プランナーは、二つの事業体に3人の有資格者がおります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

その数が多いのか、少ないのか、私は判断ができませんが、踏まえまして、次の質問をさせていただきます。

推進計画の段階や実施計画でも提案型集約化施業を普及、定着化しながら、施業意欲を引き出すことが重要でございます。いわゆるそこらが森林施業プランナーではないかと思うわけでございますが、特に個人所有の森林の4分の1がいわゆる市不在者の所有森林でございます。そうした施業への働きかけは、提案型集約化施業が有効と考えておりますが、森林施業プランナーの要請はどのように考えておるか、林政部長にお聞きします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

森林施業プランナーの役割等はの御質問にお答えをさせていただきます。

森林施業プランナーの役割等は御説明のとおりでございます。今後、提案型集約化施業の普及、定着化を進める上においても、有資格者の確保がさらに必要となりますので、市の森林整備推進会議などを通じて、森林事業体に資格の取得を積極的に奨励していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

次に、野生動物による有害鳥獣の被害が山村部では大きな問題となっております。いわゆる野生動物による里への被害が拡大しておりますが、間伐の際に、トチやナラ、クリなどを植栽し、その実を野生動物が食することによりまして、えさを求めて野生動物が里まで来ないようにするもの一つの方法でございます。こういった事業を推進計画や実施計画で複層林への誘導を取り入れるというようなことは考えておりますか、林政部長にお聞きします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

推進計画、実施計画で複層林へ誘導する取り組みについてどうかということですが、市の集約化推進計画では、主に区域の範囲の設定、低コストの路網整備、作業システムの計画を作成するものがございます。森林事業体が行う集約化実施計画は、複層林への誘導等についても記載の必要があることから、森林事業体と協議して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

最後に、森林整備を進めるには、やはり森林で働く労働力の確保というものや、林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることも私は必要かと考えております。そういったことが雇用対策と山村活性化にも大きな効果があるのではないかと。また、人材の効率的・効果的な育成方法を検討し、減少が見込まれる林業労働者は、整備を実施するために必要な水準を維持するために、国などでは緑の雇用対策、林業者能力向上対策、林業経営者育成・確保などの助成制度が設けられております。

こういった助成制度の中で、経験の少ない方が林業技術を取得するという場合には、オン・ザ・ジョブ・トレーニングと申しますけど、OJT研修や作業実施などの理解を得られるためのトライアル雇用が事業体に助成されるが、事業体に任せるのではなく、本巣市の林業就業の魅力をアピールする側面的な支援方法も、行政として私は必要ではないかと考えておりますが、林政部長のお考えをお聞きいたします。いわゆる方法というものは考えるものでございまして、一例を挙げるとするならば、現在、根尾地域に市営住宅の空き家がございます。そうしたところに林業に従事するという方に限り、また定住していただく方に限り、そういった住宅費用の減免を図るなど、そうすれば住宅が空き家になっておる、そういう住宅は使用されて初めて効果と目的が達成できるのではないかとことを考えますので、もし答弁ができれば御答弁賜りたいと思いますが、どちらでも結構でございますので。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

せっかくの御質問でございますが、この制度につきましても、現在のところまだ把握をしてございませんので、県の方で確認をさせていただき、検討をさせていただきたいと思っております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

それでは、次の放置林や高齢化で山林境界の不明確化が進み、将来、公共事業や各種事業の実施

が困難になるおそれがあります。いわゆる山村境界保全整備事業や地籍調査事業を取り入れていく考えはありますか、林政部長にお伺いします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

それでは、山村境界保全整備事業等の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

山村境界保全整備事業は、山林について、将来の地籍調査に向けておおむねの境界を調査・記録する国の直轄事業で、山村の地籍調査を前提とした事業でございます。実施に当たっては、要望のあった市町村の中から国が選定し、山林の状況に精通した地元機関（森林組合など）と直接契約を行い、実施しております。県内では、平成19年度に恵那市で2平方キロメートル、平成20年度に白川町で2平方キロメートルをモデル的に実施しております。なお、この山村境界保全整備事業は、境界明確化のための有効な事業ではありますが、測量精度が低いため、今のところ地籍調査では認められておりません。しかしながら、平成21年度に基準点測量業務の事業が創設されるなど、測量精度も向上していることや事務の合理化等の面から、近い将来、この事業も地籍調査で認められるような動きもあるということでございますので、今後、認められた時点で検討したいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

再質をさせていただきます。

本巢市の全体の山林境界の明確化は、割合でいきますとどのくらい進んでおりますか。また、不明確化が進み、各種事業が困難になるおそれがある中で、気候変動によりまして非常に激しい雨、いわゆる1時間当たりの降水量は50ミリ以上の増加に加え、今後、強い降雨現象の頻度は増す可能性が非常に高いと言われております。そうしたことから、山地災害の発生リスクも当然高くなってまいります。周辺の森林の山地災害の防止機能などが確保された集落の数は、平成20年度の約5万2,000集落から平成25年度には5万6,000集落と4,000集落も増加すると言われておりますが、本巢市でその把握はされておるのか、お聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

それでは、市の山林境界の明確化の進捗状況についてと、森林の山地災害の防止機能などが確保された集落の把握状況についてお答えをさせていただきます。

御質問の山林境界の明確化は、森林整備地域活動支援交付金事業による森林の現況調査、施業実施区域の明確化についてのことかと思いますが、この事業は、平成19年度から5年間で実施する事

業でありまして、平成21年度までに868ヘクタールほど実施しております。また、森林の山地災害の防止機能などが確保された集落の把握については、現在のところ把握をしておりませんので、今後、県に確認をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

あとは結構でございますが、とにかく広大な山林がこの奥の方へ行きますと、ほとんど境界が不明確、地籍調査も行われていないというような状況でございますので、一日も早い地籍調査を山林の方もお願いしたいと思っております。

それでは、次に進みます。

森林整備を推進するには各種の問題点もあり、改善を必要としております。そういった事例、事項は多くございます。例えば砂防指定地内行為の書類の簡素化や基準緩和、迅速な許認可などや補助金制度の中間払い制度の整備、また事前申請制度などの課題が多くあるため、事業者や所有者などから実態をよく調査をしていただきまして、改善の要望を県の方へお願いする考えはございますか、市長にお聞きします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、林業施策に関係いたしまして、実態調査をやって改善要望をする意思があるかどうかというお尋ねでございます。

お答え申し上げたいと思いますけれども、森林整備のこういった事業に限らず、事業を計画、実施していく段階におきましては、さまざまな法的制限と制約がかかるということは当然でございます。民間事業者、個人だけではなくて、我々市の事業につきましても同様の制限がございます。中には許認可を受けるまでには相当の期間を有するものもございます。しかし、先ほど来、お話がありますように、森林整備というのは荒廃がどんどん進んでいるというようなこともありまして、やはり早く事業をやっていかないとという思いをいたしております。そういったことで、書類の簡素化とか、基準の緩和、迅速な許認可というのが当然必要になってくるということでございまして、そういう実態をよく調査させていただいて、改善点等必要なものがあれば県等に対して要望をしてみたいというふうになら考えております。また、前の議会、何回目の議会でしたか、副市長の方にも御質問があってお答えをしたことでもございますけれども、補助金の支払いが遅いというようなお話のこともございました。こういう補助金の中間払い制度、事前申請制度というものにつきましても、公共造林補助に係る森林整備事業の箇所別事業計画と、今回いろいろ議論をされてい

るようなそういう事業のように、なかなかいろいろな条件によって非常に変動をしやすい事業だというようなことで、他の公共事業のように、あらかじめしっかりとした設計もできずに着手するような事業も多いと聞いております。また、交付件数も大変多いというようなこともお聞きしております。そして、その事業の完了後に補助金の申請を行うというような事業もあるようでございます。そして、こういったことでどうしても事業完了後に申請するというところで、どうしても資金繰りというのが苦しくなって、なかなかそういう御迷惑をおかけしているというような事例につながっているんじゃないだろうかというふうに思っております。この辺につきましても、県の方に確認いたしますと、支払いも、こういった事業につきましても年5回支払いもやっておるというようなことで、その都度申請したければ、できるだけスムーズに補助金も交付できるというようなことも伺っております。そして、また事業によっては分けて申請をすることによって、それぞれ補助金の申請もスムーズにできるというような制度になっているものもあるようでございまして、例えば間伐等で造林と作業道をそれぞれやるときに、分けて申請をすると、それぞれ分けて対応もできるというような仕組みも考えていただいているようでございますので、その辺はケース・バイ・ケースで、しっかりと申請の方もやっていただきたいなというふうに思っておりますし、また、長期にわたる作業道につきましても、年度途中で、いわゆる建設工事と同じように出来高で補助金申請もできるという仕組みもされておるようでございますので、ぜひそれぞれの事業、事業で、できるだけスムーズにやれるような取り組みをぜひしていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、特にこの林業のお金に関しましては、建設工事なんかと違ひまして、どうしても前払いという制度がございませんので、どうしても資金手当てが後で出てくるというようなことで、大変資金繰りに悩んでおるというのが実態のようでございます。そういったことで、先ほど申し上げましたように、県においてはいろいろと知恵を絞って、補助金の回数をふやしたり、分けて申請をしたり、それから事業の途中でも申請していただければ補助金を出すというように、いろいろ考えておられるようでございますので、ぜひ事業体の方におきましても、そういった制度をしっかりと熟知していただいて、計画的に申請をしていただいて、補助金の確保をしっかりとやっていたいただければいいのではないかと、ぜひそういう点でも事業体の方にも御協力をお願い申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

いろいろの許認可の件につきましては、要望をお聞きしながら御要望していただけるということでございますし、補助金につきましては、確かに事業体の方の理由もあろうかと思っておりますので理解をいたしますが、市長がまた県庁の方へ行かれましたときには、補助金というのは非常にメニューが多くございまして、いろいろ重なる部分もあります。また、優先順位も定かではない。こういった補助金の制度そのものをシンプルなものに組みかえながら、時限を区切って、定期的な見直しを

行い、計画的に助成制度を動かしていく必要があるかと思いますが、ぜひともそういう機会がございましたら、またお話をさせていただきますと大変ありがたいかなと、こんなふうに思いまして、林業施策にかかわります一般質問を終わります。次の2番目に入らせていただきます。

2番目の国道157号線、418号線、県道270号線の整備促進について、3項目お聞きいたします。

地域の念願でございました日当平野トンネルが開通し、感謝するとともに、その効果を期待しております。引き続きこの3路線を整備することは、市北部の活性化のみならず、北陸圏域や西濃、中濃、東濃地域などの交流も促進され、岐阜県域全体の産業活性化に寄与し、経済効果は大きく、早期整備を図る必要がありますので、この3路線の整備状況と整備計画の状況を産業建設部長にお聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、国道157号線、418号線、県道270号線の3路線の整備状況と整備計画について回答させていただきます。

本件につきましては、県の岐阜土木事務所において事業実施されております。まず、国道157号でございますけれども、総延長につきましては4.2キロの日当平野工区が平成4年度から事業着手し、昨年12月に日当平野トンネルが開通し、18年余りの歳月で本年度完成します。門脇バイパスにつきましては平成8年度から事業着手し、本年度用地買収が完了し、今後は早期完成に向けて橋梁や改良工事が実施される予定であります。

次に、国道418号については、県単独事業により、平成15年度より事業が着々と進められております。今年度は、集落内の未整備区間の250メートルの調査が行われております。今後は用地買収に取りかかり、事業を推進されると聞いております。

最後に、県道270号につきましては、現在のところ工区の設定はなされておきませんが、唯一の生活道路ですので、必要に応じて防災事業や舗装等の維持工事を考えているとのこととあります。以上であります。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

次に、国道157号線は、いわゆる能郷業集落までは生活道路でもあり、また緊急道路でもございます。これは迂回路のない1車線ということでございますが、ルート設定や工区設定はどのようになっておりますか、お聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

国道157号のルート設定や工区設定という御質問でございますが、現在、日当平野工区と門脇工区につきまして、補助事業により鋭意事業を進めていただいております。また、兎谷につきましては、県と市が連携し、用地問題の解決に向けて努力しているところでございます。その先の能郷地区までにつきましては、過去にルート検討がなされておりますが、結論が出ているわけではなく、事業に向けての調査はされていない状況でございます。しかしながら、この区間につきましては、地域住民の重要な生活道路でございますので、舗装などの維持工事や防災工事など必要に応じて実施されるとのことでございます。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

能郷集落までは、今部長がおっしゃられましたように、緊急道路であり、生活道路でございます。本当なら、今、門脇バイパスは用地がやっと完成しましたと申されましたけど、実質工事あと2年ほどたてば完成するのではないかなあというような予測が立っております中で、その先を推進していくということであるならば、今、門脇バイパスが工事にかかって用地も完了しておると、その工事が2年ほどで完了するというのであれば、その先をルート設定するなど、また地元説明をするなど、いわゆるソフト面の作業に新年度早急に取りかかっていたきたいと考えますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

門脇工区の次の能郷までのルートにつきましては、先ほど申しましたように、地域住民の重要な生活道路でございますので、こういった整備につきましても、県の方に今も要望活動等は同盟会等もありましてお願いしておるところですが、そういった地域住民の要望でございますので、そういった要望活動は一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

結構でございます。

次に、県道270号線は、これは根尾藤橋線、徳山ダムへ行く道路でございます。トンネルを被覆工事によりまして、大型車が通行できなくなって大変不便を生じております。この路線につきましては、西美濃夢回廊に位置づけられており、観光や交流面からも重要な路線でございます。関係自治体で構成する整備促進同盟会を設立し、広域で要望活動を行う考えを市長にお聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、県道の270号線に関して、今同盟会をつくって要望活動をしていったらというお話でございます。それにつきましてお答え申し上げたいと思います。

県道270号線、いわゆる先ほどお話のございました藤橋根尾線の整備につきましては、先ほどもお話がございましたように、本市も加入いたします西美濃夢回廊整備促進協議会というのを通じまして、他の多くの路線と合わせて毎年、県等に整備促進の要望活動を行ってきたところでございます。しかしながら、なかなか県の財政状況等もあって、いまだに日の目を見ておりませんけれども、毎年要望活動を行ってきたところでございます。この県道藤橋根尾線の県の整備方針というものにつきましては、平成18年度に県議会で一般質問がなされておりました、その中で、知事の方から、今後、福井県と岐阜県西濃地域を結ぶ県際道路である国道157号、417号及び藤橋2号線をどう整備していくかについて、関係市町や福井県の意見を聞きながら、広域的なネットワークとしての道路の位置づけについて検討していくという知事の答弁がございまして、これを受けまして、平成19年度に岐阜土木事務所におきましてルートの比較とか、概算事業費などの具体的な検討がなされておるところでございます。それが御案内のように、県の財政悪化に伴いまして、今道路の予算というのがどんどん削られておりました、なかなかこうした岐阜土木事務所等々でのいろんな研究をした成果というのが生かされない、厳しい状況が今続いております。これからもこうした状況でございますけれども、地域の声をしっかりと届けていくということが必要だろうということでございます。私どもも昨年来、事務レベルでは県の土木事務所、また関係の市町の揖斐川町等々と事務レベルでの協議も進めさせていただいております。こういったことから、できるだけ早く意見を取りまとめて、そして、藤橋根尾線だけの同盟会というのを、新年度のできるだけ早い時期に設立できる方向で努力してまいりたいというふうに思っております。これは、417号の冠山のトンネルの方が年々工事の方も進んでいるやに聞いておりました、いずれ417号から抜けて、徳山ダムを経て岐阜に入ってくるという道路が温見峠の整備よりかは早く進むだろうというふうに思いをいたしております。そうしますと、やはりこの417号にアクセスする道路というのも、本巢市に住む我々としては、その路線も大変重要な路線になってくるということでございまして、国道157号の整備とあわせて県道藤橋根尾線についても、しっかりとした要望をして、一日も早い整備につなげていきたいというふうに思っております。そのためにも、新年度のできるだけ早い時期に関係市町、また県の機関と協議を早く整えて、同盟会を立ち上げるという方向で努力していきたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

前向きな御答弁を賜りました。ぜひとも整備促進同盟会を立ち上げていただきまして、一日も早

く整備促進に向けた要望活動を行っていただきたいと思います。

それでは、3番目の観光施策についてお聞きをいたします。

22年度は、第1次総合計画の前期基本計画の最終年度でございます。これによりますと、観光入り込み客を22年度で130万人の推進目標で施策を推進されてまいりましたが、道路事情から考えると、また物理的にも閉塞観がある市北部地域の活性化は、やはり交流人口の増減に左右されやすいのではないかと考えております。しかし、恵まれた自然環境や史跡や文化財などを生かした隠れた観光資源の活用や掘り起こしも必要でございます。特に市北部地域の活性化には官民一体となった取り組みが必要のため、お聞きをいたします。

本巢市を縦貫する157号線は淡墨街道となっております。しかし、根尾地域の沿線の一部に見られるものの、全体では沿線に淡墨桜の植栽木は少なく、短期間のにぎわいかもしれませんが、全国から淡墨桜へ多くの観光客を迎え、にぎわいを創出される桜の名所としてはもう少し工夫も必要かと考えております。この厳しさが増す財政事情でございますが、経常経費が少なく、投資効果が期待でき、沿線の修景や維持管理も兼ね、157号線や根尾川の溪流沿いに既存植栽区域を除き、沿線の植栽地で管理者や所有者の同意が得られる区域の選定を行い、植栽可能沿線マップなどを作成し、その区域で行政、自治会、企業、観光協会、商工会、各種団体などの協議により、団体、企業ごとに希望する場所の提供を行い、必要とする資料などの支給を行いながら、参加団体、企業ごとに植えつけを行った場所の管理を経年にわたり責任を持って行っていただく、そのことにより、参加団体、企業により植栽された付近、沿線の落石防護さくなどや道路構造物に絡まるしばやつるなどの除去、下草刈りなどが一、二年ごとに企業、団体の責任において行われ、沿線の美化も図られると考えます。

市長が所信表明でも申されております。地域による主体的なまちづくりは、市民と行政が役割と責任を認識しながら、協働によるまちづくりを進めるため、自主的な活動において積極的に支援を行っていくと述べております。市民の協働に対する意識啓蒙にもなるこういった事業そのものではないかと考えております。また、全国海づくり大会や国体の記念事業や、新年度事業で実施される森林美化修景事業で整備される森林以外の単費の沿道修景箇所も少なくなるのと、草木が群がり、再び景観を損なうことが予想される経年による再整備の必要箇所も少なくなり、経費削減にもつながるのではないかと考えます。そういったことから、淡墨桜街道整備のお考えを市長にお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、淡墨桜街道整備の御提案につきましてお答えを申し上げたいと思います。

市といたしましては、今現在のところ国道157号の沿線に新たな桜を植樹するという計画を今のところ持っておりません。しかしながら、先ほど道下議員の御提案のように、近隣市でも取り組ま

れておりますけれども、景観形成のために地域が主体となって、地域住民がみずから計画、植栽し、その後維持管理を行うといったような仕組みが整うということであれば、これは先ほどもお話がございましたように、市民協働のモデル事業というようなこと。また、新たな観光資源にもなるということから、市としても全面的にバックアップしてまいりたいと思いますし、また、それに係る必要な資材の提供というようなこと、そして、また側面支援というのについては惜しまないつもりでございます。ぜひそういった仕組みを構築できるということであれば、全面的に今後も支援、協力を惜しまないつもりでございますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

ありがとうございます。ぜひとも我々も努力をしながら、そういった組織づくりにひとつ参加できる方、また組織をつくるために観光協会、また商工会ともいろいろ御相談しながら、できるかどうか考えてまいりたいと、こんなふうを考えております。

それでは次に、時間もございませんので、市の観光入り込み客の数値は、本巢市第1次基本計画に示されました動態調査によると、平成13年が93万人、平成16年が118万人で、このころまでが右肩上がりです。推移をしてみましたが、岐阜圏域の観光レクリエーション動態調査結果では、平成19年の113万人、20年度になりますと109万人と、右肩下がりとなってきております。観光入り込み客は天候などにも影響されますが、取り組まれる人たちのやる気が重要な課題ではないかと思えます。また、行政の施策や取り組みも重要だと考えます。

市長にお聞きしますが、22年度で130万人の推進目標に対しての実績数値はどれだけでございますか。また、その数値をどのように分析し、政策や施策を後期基本計画にどのように反映していきますか、お伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、観光入り込み客数の130万人目標の達成の状況と現況、そして、それを踏まえてどうするかという御質問でございます。

お答え申し上げたいと思いますが、御質問のように、市の第1次総合計画では、前期計画の最終年でございます平成22年度には、観光入り込み客の目標数値130万人という目標を掲げております。目標数値のもとには、平成16年の118万人から過去4年間の推移をもとに算出された数値でございます。目標ということで130万人というのを outsizing させていただいております。この達成状況でございますけれども、平成17年は112万人、平成18年は111万人、平成19年は113万人、平成20年には109万人ということで減少いたしておりまして、個々の観光地点におきましても数値の減少が見られまして、当初目標の平成16年の目標としておりました基準年の118万人も下回る、目標に届かない現況

でございます。こうした観光入り込み客数のふえない理由に、近年の経済不況などによる観光に対する意識の変化と、また外出する機会の減少というようなことが大きな要因だとは思われますけれども、一方、中をよく見てみますと、地理的に市の最北端にございます観光施設根尾キャンピングパーク、この体験型の施設の観光客というのは減少をいたしておりません。そういったことから、単純に意識だけじゃなくて、やはり私どもの本県の観光資源にも一因があるんじゃないだろうかと。要するに、マンネリ化をしてリピーターを取り込めない、そういう観光資源というのも一因になっているんじゃないだろうかという思いもいたしております。今後の市の観光といたしましては、本市に自然が数多く残されているということに着目し、また先ほどのキャンピングパーク等の例にございますように、体験していただくような体験型の観光というのに今後力を入れていく必要があるんじゃないだろうかという思いをいたしております。また、日本を代表いたします淡墨桜など全国各地から来ていただける観光というのもございますけれども、一過性ではなくて、年間を通して訪れていただけるような仕組みというのも必要じゃないだろうかと思っております。特に自然とか、特産品とかを組み合わせた観光メニュー、そういったものを幅広く提供していくということでリピーターをふやし、そして年を通して訪問していただくと、そういうような仕組みづくりというのも大事だろうと。こうした仕組みづくりは、私ども本県市の観光協会というのがございます。ぜひ市の観光協会とも協働しながら、こうした仕組みづくりというのもしっかりやっていきたいし、やっていただきたいというふうに思っております。

こうした反省点に立ちまして、総合計画の後期計画におきましては、観光の変化というものも検証をして、特に観光協会等を中心にした民間主導の考え方を取り入れて、より効果的な観光振興が図れるような計画策定をして、後期計画の中に観光振興というのを盛り込んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

市長のお言葉を賜りましたが、後期基本計画で観光入り込み客数値目標がぜひとも下方修正されることなく、前向きな取り組みで観光施策が推進されますことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。10時45分から再開しますので、よろしくお願いします。

午前10時25分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります4点について質問をいたします。

前もってお断りしておきますけれども、現在、目の治療中ですので、いろいろ御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1点の福祉協力員についてであります。

御承知のとおり、昨年来、社会福祉協議会において福祉協力員のモデル事業が実施をされています。そうした中で、いろいろ関係者の方々からさまざまな御意見をお伺いしました。そして、その上に立って、私も改めて市の地域福祉計画や、あるいは社会福祉協議会の活動計画等を読み直し、また、よその自治体の福祉協力員のあり方等を調べてみました。そうした中で、今モデル事業を推進し、さらに新年度も一定期間継続するという状況の中にあるこの時点で、改めて福祉協力員について明確にしていく必要があるのではないかというふうを考え、今回質問することになりました。

そこで、第1番目に、この福祉協力員の位置づけ等についてどう考えているのか、このことを改めてお伺いしたいと思います。市の地域福祉計画がございますが、これによりますと、民生委員・児童委員との連携を図りながら、地域住民の立場で地域福祉活動を担う人材を配置する福祉協力員制度の創設を社会福祉協議会とともに検討しますというふうになっています。一方、社会福祉協議会の地域福祉活動計画では、社会福祉協議会が支援することという項目の中の一つとして、福祉協力員制度の創設というふうになっています。その内容については、地域住民の立場で地域活動を担う新たな人材として福祉協力員制度の創設を進めるということを行い、福祉協力員は民生委員・児童委員との連携を図り、関係機関への連絡や情報提供など、必要な対応・援助を行うものですということで、モデル地区を選定して施行するというふうに書いてあります。ここで注意してほしいのは、今1番目に福祉協力員制度の創設を言いましたけれども、社会福祉協議会が支援することの二つ目として、地域ボランティアに対する活動支援、例えばふれあいいきいきサロンなどの地域ボランティアの活動に対して云々というふうにございます。このことを念頭に置いておいていただきたいと思います。さらにちょうど1年前に、道下議員がこの件について質問をいたしました。そのときの回答として、今後、市としては社会福祉協議会が地域福祉活動計画の中に制度創設を位置づけており、モデル地区による試行を経て、制度化を目指していることから、社会福祉協議会とともに進めていくというような答弁がなされています。今読み上げましたことから考えてみますと、市としてこの社会福祉協力員の位置づけをどのように考えているかというのがかいま見えてくると思います。文字どおりとらえてみれば、民生委員・児童委員と連携を図りながらというふうを考えれば、民生委員・児童委員の補完機関、あるいはそれに対する協力機関というふうに位置づけておられるのだろうかというふうには、私はこの文章から考えたわけでありましてけれども、市としては一体どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、福祉協力員についての今の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員も今、地域福祉計画の中を読み上げられましたけれども、そのとおりでございます。市の地域福祉計画の中には、民生委員・児童委員との連携を図りながら、地域住民の立場で地域福祉活動を担う人材を配置する福祉協力員制度の創設を社会福祉協議会とともに検討しますとしております。また、社会福祉協議会の中の地域福祉活動計画の中にも、地域住民の立場で地域活動を担う新たな人材として福祉協力員制度の創設を進めますというふうになっております。これらの計画の趣旨は、あくまでも地域住民の立場において地域に根差した福祉活動を担う人材を新たに設置するという位置づけであります。そうした意味から、社会福祉協議会で設置を予定しております福祉協力員は、独自の地域活動を期待するものであることから、民生委員・児童委員を補完するものとは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

文章上は、先ほど申し上げましたように、民生委員・児童委員と連携してということで明記をされています。なぜこのことを申し上げたかということ、民生委員の補助機関、あるいはその協力機関ということであれば、また位置づけが変わってきて、そうなれば社会福祉協議会よりもむしろ市として制度化してやるべきだろうという考えがございまして、確認をしたわけでありまして、今最後に明確にそうした補完機関ではないと、独自の仕事をやっていただくということで言われましたので、そういうものであれば、社会福祉協議会と連携しながら、この創設に向けてやっていくということはいいだろうというふうに思います。

②番にも入っていきますけれども、よその例を先ほど調べたと言いましたけれども、多くのところが社会福祉協議会の会長が福祉協力員を委嘱してそれぞれ仕事をやらせていると。その仕事の内容については、一つだけ例を申し上げますと、これは府中市でありますけれども、一つは自治会と社協との連絡調整役、二つ目には、社協の会員募集並びに歳末助け合い募金への協力、三つ目には、地域福祉向上のための事業に対する協力、こういうような内容のところが多くあります。そうでないところの例として、一つは玉名市、これは熊本県でありますけれども、この玉名市というところがありますけれども、ここの仕事の内容としては、民生委員との関係が、私が見た限りでは唯一書いてあったところなんです、例えば新たに要援護者となられた方に、それぞれの地域において、そうした要援護者となられた方に気づいたとき、その情報を民生委員さんへ連絡していただくボランティアですというふうになっています。

ついでにもう一つ申し上げますと、筑紫野市の福祉協力員については、市として条例が設置され、非常勤特別職として位置づけ、当然秘密保持の原則が適用されているわけでありまして、こうした

市として位置づけるという、今申し上げた三つのパターンがございますが、いずれにしても先ほど申し上げたように、多くは社会福祉協議会で設置をしている。同時に、その特徴は先ほど申し上げたように、民生委員協力員の協力をするとかということはあるにしても、あくまでもそれは主要な任務ではなくて、その地域にこんなことがありますよということを民生委員さんに情報を提供するというに限定しています。ただ、現実問題として、すべての自治会に民生委員さんが配置をされているわけではない。民生委員のいない自治会でいろいろ相談を受ける人、あるいはいろいろ相談したい人がいた場合に、他の地域の住人である民生委員が行って、きちんとその話し合いができるかどうかという、そのあたりの不安があって、それを補完するものとして福祉協力員というのが設けられたのではないかという考え方も一つありまして、かつて旧真正町、旧本巢町で福祉協力員制度があったというふうに聞いています。それぞれの地域ではそういうような形でやっていたのではないかという話も一部で聞いておりますが、そのあたりの整理をきちんとしていかないと、これからモデル事業をさらに継続して、その上で本格実施になっていくと思いますけれども、そのときのいろんな思いが交錯して、社会福祉協議会としては、自分たちはこう思っている、市はこう思っている、受け取る側の自治会はこう思っている、それぞれ三者三様なる危険性もあると思うんですね。

最近、自治会長、あるいは社会福祉協議会いろんな関係者の話を聞くと、どうも思いの違いがそれぞれあるのではないかというふうに思っています。そのことがこのモデル事業を通じて整理をされていくということもありますけれども、大もとのところが明確になっていないと、いつになってもそのずれが修正されないまま本格実施になって、さらに問題が拡大していくという危険性があるのではないかというふうに思っています。そういうことでこの問題を取り上げたわけではありますが、その他についてのお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、2点目の御質問の役割とか、位置づけの明確化についてということでございますが、福祉協力員は社協において設置しております一般的な事例でございます。モデル事業につきましても、社協におきまして平成21年10月から4地域、3自治会の計12の自治会で実施をしていただいております。社協において地域福祉協力員設置要綱案をつくっております。その役割についてその検証のため、ほほえみサポーターモデル事業検討委員会というものを開催しております。この中で役割とか位置づけの明確化について十分協議してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

また、福祉協力員の守秘義務につきましても、社協におきましては17年4月1日に個人情報保護に関する方針が制定されており、今回のこの地域福祉協力員設置要綱案の中にも守秘義務が盛り込まれておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のために申し上げます。村瀬部長は今度定年を迎えられるので、実際に調整をされていくのはほかの方になると思いますので、念のために申し上げたいと思いますが、最初に、社協の中部地区活動計画を読み上げたときに念押しをいたしました。福祉協力員制度の創設と地域ボランティアに対する活動支援、二つ別々の項目になっているんですね。先ほど答弁いただいた福祉協力員の主要な任務というのは、②番にあります地域ボランティアに対する活動支援、こういうそれぞれの地域で行ういきいきサロンなどの地域福祉活動を担っていく、それが主要な役割なんですね、先ほどの答弁も含めて考えますと。そうすると、この位置づけがどうなのかなあという気もいたします。ただ、社協がつくった計画を云々するつもりはございませんけれども、そういう点でも若干のずれがあるのが現実だろうと思いますので、福祉協議会と市の健康福祉部ときちんとさらに詰めをして、基本的な点での認識の一致を図りながら、この新年度のモデル事業についても進めていくべきだというふうに思っています。その点について、村瀬部長がやっていくという状況にはありませんが、必ずそのあたりは申し送って、明確にしていってほしいと思いますが、よろしいですか。

○議長（遠山利美君）

村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

今議員御指摘のとおり、このほほえみサポーターモデル事業の検討委員会の中にも、市の担当の福祉敬愛課の方から担当の職員が、課長も出ておりますので、その辺はしっかりと今後伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構でございます。じゃあ2番目に移ります。

2番目は、市民参加と協働への取り組みということについてであります。

たまたま先月ですけれども、ある新聞に、関市の例でありますけれども、「合併5年、関市民に温度差」というようなちょっとした記事が載っております、その一部分だけ申し上げますと、県道沿いにある喫茶店経営者は「不景気もあるだろうけれども、以前と比べてお客さんは減った。それより地域が寂れてきたよ」と嘆くというような記事が載っておりました。そのほか、役場の問題とかいろいろ書いてありますけれども、いずれにしても合併して地域がなかなか活性化しない。寂れていくということをうたっておりますが、関の場合は、旧関市に吸収合併をしている。本巢市の場合は対等合併でやっているということで大きな違いはありますけれども、いずれにしても、合併してこの間、さまざまな思いをそれぞれの人が持っています。そうした中で、その一体感をどう醸成していくかというのが大きな課題になってまいります。そうした中で、この市民参加、市民協働

というのも大きな課題として取り上げていく必要がある。このことを通じて市民の一体感なり、あるいは地域間の格差をなくしていくさまざまな努力をしていく必要があるというふうに思っています。そうした観点から、この問題について今回改めてお伺いしたいと思っています。

市長が就任された直後からこの問題についても質問をさせていただき、前市長の時代から、この市民参加・協働のまちづくり、そして、それに向けた条例づくりというものについて、後期計画の中で考えていくという答弁をいただいております。そのことについても藤原市長も踏襲していくというような答弁をされていたと思います。今回の所信表明の最後の方にもこのように述べられています。「市民協働で進めていくことが時代の要請だ」と、まさに私もそのように思っています。そうした観点に立って、これからどのように進めていくのか。特に22年度は後期計画を策定していく年でありますので、その中にどのように位置づけていくのか、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。特に大事なものは、形をつくることはそんなに難しくないんですね。しかし、仏つくって魂入れずというふうにならないように、そのための市民意識の醸成や、あるいは職員の意識改革など、具体的な取り組みもあわせてやっていく必要があるというふうに思っています。その点についての方針なり、考えなりをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、市民参加と協働の取り組みにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

本巢市の第1次総合計画の基本方針に「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」を掲げ、行うべき施策の大綱におきまして「市民と行政が協働するまちづくり」というのを総合計画の中にも位置づけております。前期の基本計画におきましては、市民協働を推進するため、まちづくりリーダーの発掘・育成、また地域コミュニティー及びボランティアに取り組むきっかけづくりを目的といたしました本巢まちづくり学校の開催ということを行いました。また、市の基本的な政策等の意思決定の前に、意見を募集するパブリックコメント制度の導入、また、市民活動推進助成事業によります市民団体やNPOによる広域活動への支援というような取り組みを行いまして、市民参加、市民協働に向けての強化を図ってまいったところでございます。22年度で前期計画が終わります。22年度には後期の基本計画の策定というのが始まるわけでございますけれども、後期の基本計画の策定に当たりましては、前計画のこうした結果も踏まえながら、改めて市民意識調査というのを実施したいと思っておりますし、そういった調査を実施するだけじゃなく、例えば具体的な事業というのでも提言をしていきたいなと思っております。例えばPTAの方々による校庭の芝生化というような話、また青色防犯パトロール活動ですとか、先ほど議会の質問にもございましたような市民活動による桜街道づくりというような市民の皆様にも身近なところから実際に参加・行動していただける市民が主体の仕組み、そして具体的な事業というのを後期の基本計画の中では盛り込んで検討してまいりたいというふうに思っております。こうした事業提案をもとに、市民参加の意識の高揚という

のを図って、そして各地域で皆さん方に「私たちはこれをやりたい」とか「これならできる」といった各種の提案につながるような、そういった仕組みづくりにつなげていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど議員のお話でございますように、住みよいまちづくりを実現するためには、やっぱり市民に参加していただいて、市民協働でやっていくということはもう時代の要請でございますし、これからの厳しい地方自治体の環境の中では、こういう市民協働なくしてまちづくりというのは不可能でございます。そういった認識を持っております。今後とも市民協働によるまちづくりというのを一層推進してまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、後期の基本計画の中では、こうした市民協働というのも具体的な事業の提案も含めながら、市民の皆さん方に目に見える形で、そして、また参加していただけるような形での提案というのを行ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的な考え方なり、今後の取り組み方についておおむね了解をいたしますが、ここで少し提起をしたいというふうに思っておりますのは、市民協働を進めていく上で、例えば企業誘致を進めようということで、今回企業誘致推進室を設置いたしました。来年度は東海環状の関係で、東海環状自動車道推進室を設置するという方向が出されています。同じように、市民協働を進めていく上では、そうした特別の対策が必要ではないかと、今市長が幾つかこの間やってきた例を述べられましたけれども、そうした一つ一つ、またこれからもやっていこう一つ一つがどういう立場で、どういう目的を持ってやっていくか。そのことを職員自身もきちんとみずから位置づけてやっていくということが必要だと思えますね。そうしたことをしていく上では市民協働推進室とか、あるいは推進課とまでは言いませんけれども、そういった体制づくりも同時にやる必要があるのではないかと。そうしてこそ一つ一つの事業が有機的に結びついて各部任せでなく、有意的な連携の中で市民参加、市民協働というのが根づいていくのではないかとというふうに私は思っています。そういった体制整備についてもどうなのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点お伺いしようと思っておりますのは、先ほど市長がいろいろ言われて、これから総合計画の中で具体的な例についても提案をしていきたいということですので、そのことについて申し上げようと思いましたが、それは先ほどの答弁で結構でございますので、体制の問題について改めてお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

それでは、市民協働、参加の再質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

議員が今御指摘のとおりでございまして、やはり我々行政を担う市の職員の意識改革というのがまず大事でございまして、まず、「隗より始めよ」というわけでもございせんけれども、やはり職員がそういう意識を持って始めるということは大事なことでございまして、市民へのそういった啓蒙ということも、もちろんあわせて必要ではございますけれども、市の職員の意識改革ということで、そして、また全庁体制で取り組んでいくということがやはり職員の意識改革にもつながるんじゃないだろうかという思いもいたしております。そういったことで、先ほどお話しのように、推進室とか推進課というお話もございましたけれども、そういう前に、まず新年度には各部局で構成いたします市民協働推進チームというものを新年度になりましたら庁内に設置をいたしまして、全庁体制で市民協働に取り組む、そういった体制というのを検討していきたいなというふうに思っております。この市民協働というのは、先ほどのお話ではございせんけれども、一つの課、一つの部署だけでできるものではございせんし、いろんな部署の、いろんな仕事に市民協働でやれるものというのはたくさんあるかと思えます。そういったことで、ぜひ全庁的な体制の中で検討をさせていただくという仕組みづくりをまずやっていきたいなと。そうした結果の後に、必要に応じて、先ほどのお話ではございせんけれども、室なり課なりといった専門部署の設置というのをその後に検討していきたいなというふうに思っております。とりあえずは、新年度はそういう全庁的にやる市民協働推進チームというようなものを早急に立ち上げて、22年度に想定されております後期基本計画の策定に提言ができるような形で検討してまいりたいと。その中で、先ほど答弁はいいというお話がございましたけれども、そういう中で具体的にできるようなモデル事業というのでも検討チームの中で提言をしてもらいながら、可能なものはもう23年度から具体的に予算化なども含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど推進室、推進課と申し上げましたけれども、形は別にあえてこだわりませんので、とにかく実質的にそのことがきちんと検討され、職員の中の意識改革につながっていくような体制をつくっていただければ結構だと思っておりますので、今言われた推進チームをぜひ早急にやっていただきたいということを申し上げておきます。

それでは、3番目に移ります。

3番目は、総合計画に関連してであります。何回も申し上げておりますように、22年度は後期計画の策定の年であります。この後期計画策定のスケジュールがどうなっているか、特にスケジュールといいましても、特に申し上げたいのは、一般的に言えば市民アンケートをとったりして、そういったものをもとにこの策定委員会でいろいろ検討をして進めていくということでもありますけれども、実際には市民が自分の思いを書いてあらわすというのは、正直言ってなかなか思うようにいかないという、本当の思いが伝わらないという部分も結構あります。だから、本当に一人ひとりが

どういう思いを持っているかというのを知ろうと思えば、やっぱりじかに接して生の声をどれだけ多く吸収するかということがかぎになるというふうに思います。アンケートそのものを否定する気は到底ありませんけれども、それと並行して、そうした生の声をいかに吸収していくかということにも取り組んでいく必要があるというふうに思っています。そういったことも含めて、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、後期基本計画のスケジュールにつきまして御回答を申し上げます。

現在、各課で既に前期の実績とか課題、そういったものの洗い出しをしております。その結果を新年度の早い段階で取りまとめる予定でございます。また、新年度早々には、今議員がおっしゃられました市民意識調査、アンケートでございますが、こういったものを実施しまして、これらの結果を踏まえまして、各課の職員で構成しますワーキンググループで検討の上、8月には素案を作成しまして、その後、市の計画審議会におきまして御協議をいただきたいというふうに考えております。

市民の方の声を反映する方法については、たくさんいろいろな方法があると思いますが、まず一つは、市民意識調査でございます。これはアンケートでございますが、そういったほかに、計画審議会委員の方の公募、住民の方、市民の方から公募をしていきたいというふうに思っておりますし、またパブリックコメントの実施を予定いたしております。昨年度に実施しました市政総点検におきましても、各地域へ市長や我々職員が出向きまして、多くの市民の方からの多数の意見、御提言もいただいております。これら御意見等も後期基本計画に反映してまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的にはそういうことだろうと思いますが、例えば住民の側からして、座談会をやって市長が行く、市の幹部が出ると、そういった中で自分の思ったとおりのことを出せる人がどれだけ見えるかなあという、正直言ってなかなかなんですね。そういう意味では、例えばこれをいますぐやれとは言いませんけれども必ずしも、例えば関係の職員が10人おるとしますね。10人が8月に素案をつくるのであれば、毎週何人かに声を聞いてくるとかということをやだけでも、相当数の生の声が入ってくると思うんですね。だから、生の声というのは何かの会議の場では必ずしも出にくい、一般の人からすればですよ。だから、そのあたりをどういうふうに配慮して、俗に言う声なき声をどう取り入れていくかということも、先ほどから申し上げている市民協働というもの、そういった

観点でないとなかなか地についたものになっていかないというふうに私は思っているんです。だから、そのあたりの工夫も重ねてやっていく必要があるのではないかとこのように思いますが、そのあたりについてのお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

市民の生の声を聞く方法はいろいろあると思いますが、そういったことで、今現在アンケート調査をやったり、座談会の中で本当に自分の思いが出せるのかというような御質問なり、提案だと思われていますが、確かに私もそのとおりだと思います。今現在実施しております、市がいろんな計画を策定するときにもパブリックコメントを実施しましても、やはりなかなか多くの意見が出てくるというところはございませんし、また、本市におきましても計画づくりの前にいろんな住民の方に参加をしていただいたワークショップ等も開催をしております。そういった状況を見ましても、なかなか意見が出にくいというようなこともございます。したがって、過去に行いましたワークショップの内容とか、あるいはそのやり方、そういったものを検証しながら、今後そういったいい方法につきまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

さまざまな方法を考えていただきたいということをおし上げておきます。

次に、総合計画等の議会議決という問題についてであります。ちょうどこの質問を出す前日だったと思いますけれども、名古屋市議会が全会一致でこうした総合計画等について議会の議決要件にするということを決めました。それに対して、河村市長が非常に異論を述べておりましたけれども、私はこうした総合計画等まちづくりの大もとになるものについては、やっぱり議会の議決要件にすべきではないかと。市側としては、総合計画に基づいていろんな事業をやっていく、でもその一番の大もとのところで議会の議決がないという、議会で十分な論議がないということがやっぱり必ずしも好ましいことではないというふうに私は思っています。そういう点で、かねてからこのことについては主張しておりましたけれども、改めてこうした総合計画等については議会の議決要件にすべきではないかということについての市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、後期基本計画、こうした基本計画、議会の議決をしてはどうだろうというお尋ねでございます。それについてお答えを申し上げたいと思います。

基本計画は、平成18年3月の定例会におきまして、大もとになりますものは御議決をいただいて

おります基本構想に基づいてつくってきおるものでございまして、今回の後期、そして前期の計画というのは、そういった基本構想に基づいて達成すべき方向というような目標というものを決めたものでございます。そういったことで、今までには基本構想のところにつきましては、いろいろ御議決いただいておりますけれども、実際の計画のところについては、今までは議決をいただいているというのが実態でございます。今回の後期の基本計画につきましても、現在のところは先ほど部長がお答え申し上げましたように、本巢市の計画審議会におきまして御審議をいただいてやっていこうという予定にいたしております。その中には、議会議員の代表も入っていただく、そして市民の代表の方にも入っていただく、また応募をしていただいた方にも入っていただくというようなことで進めさせていただくということにいたしております。そして、その内容につきましては、また随時議会の全協、また議会への御報告もさせていただきながら、そして、また御意見もいただくというようなことに今いたしております。今のところはこのように議会の議決ということまでの想定はいたしておりませんが、ただ先ほどお話にございましたように、そして、また県内の他の市でもそういう例がございます。それは議会もこの計画に責任を持つと、要するに協働してその実現に向けて責任を担うといった観点から議決というのもされておるようでございます。県におきましても同様な形で議決条例というのを制定した例もございますので、こういった例も参考にしながら、今後私ども本巢市としてどう進めていくべきかというのについては、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、法律上で求められている議決要件ではございませんけれども、先ほど申し上げましたような議会と執行部はこれからも市民に対して共同して責任を担うという観点からすれば、当然そういうような方向も出てくるだろうという思いもしておりますので、今後、その実現に向けてどういったことができるのか、そして、また幅広くまた御意見もお聞きしながら検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長が言われた執行部と議会が共同責任で物事を進めていくという観点というのは非常に重要だろうと思いますし、やるとしてもどういうやり方がいいのかということについてはお互いにさらに研究し、検討を進めていきたいというふうに思います。

では、最後の留守家庭教室の問題であります。特に留守家庭教室と申し上げましても、子どもセンターで今、糸貫地域においては1カ所で留守家庭教室を開設しています。20年度の利用状況を見ますと76.1人です。子どもセンターで留守家庭の教室を開設したときと比べると10倍以上になっています。このように利用が多くなっているということが一つ、もう一つは、旧糸貫幼稚園の建物自体の老朽化等の問題もございます。そうしたことも踏まえて、真正地域でやられている校下ごとの設置が好ましいということで、この間申し上げてまいりました。それについては、村瀬健康福祉

部長からも条件を整えば校下ごとにやるのが望ましいという回答もいただいています。これもまだ12月にお伺いしたばかりでありますので、この3ヵ月の間に急激な変化があったというふうには思いませんけれども、新年度この条件整備も含めて、どのような考えで取り組んでいかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、留守家庭教室の整備についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

前回の12月、一般質問で御回答いたしました。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに遊びや生活の場所を提供し、その健全な育成を図り、女性の就業の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割であるというふうには考えております。先ほど企画部長からの回答の中にもありましたように、現在、本巢市第1次総合計画の前期計画の達成見込みと後期基本計画の策定に向けての課題の洗い出しが始まっております。留守家庭教室がどのような形でこの計画の中に位置づけられていくか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

後期計画の中にどう位置づけられていくかということもございしますが、健康福祉部としてどう位置づけていきたいかということがありますか。例えば、もうちょっと具体的に言いますと、仮に例です。22年度はいろいろ条件整備も含めていろいろ検討したいと。その上に立って、後期計画の初年度である23年度には具体的な方向づけをしたいかという健康福祉部としての思いはありますか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

健康福祉部としましては、前回12月の議会でお答えしましたように、やはり条件整備が整わないと幾ら私たちの方でいろいろ思ってもなかなかできませんので、この条件整備が整った段階で取り組むことはできると思いますので、その辺は御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

言い方を変えますが、条件整備を整える努力を新年度にするというふうに理解しておけばよろしいですか。

○議長（遠山利美君）

村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

そのとおりでございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

じゃあこれで終わりますけれども、いずれにしても、今回いろいろ申し上げましたけれども、一番大もとは、2番目に申し上げました市民参加・市民協働をどう行政の中にしっかり位置づけて取り組んでいくかという、そこがある意味では大もとだと思うんですね。その上に立っているいろんな事業が市として、あるいは市民と協働しながら進めていく、このことを念頭に置いて、ぜひ新年度も残られる職員の皆さん、頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

3月23日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員